

鳥取縣公報

訓令

昭和十六年二月十四日
號 外

金曜日

本書ノ大キサ、調定規格A5判

鳥取縣訓令甲第三號

商工省所管重要物資現在高調査事務取扱手續左ノ通定ム

昭和十六年二月十四日

鳥取縣知事

市 町 村 長
八 田 三 郎

商工省所管重要物資現在高調査事務取扱手續

第一條 商工省所管重要物資現在高調査ノ事務ハ昭和四年勅令第

三二九號資源調査令、昭和十六年商工省令第七號商工省所管

重要物資現在高調査規則（以下規則ト稱ス）ニ定ムルモノ、

外本手續ニ依リ取扱フベシ

第二條 市町村長ハ毎年各調査期日前二十日現在ニ依リ準備調査

トシテ管内ニ於ケル規則第一條第三項該當者ニ就キ經營体ノ

氏名又ハ名稱、所在地及營業ノ種類ヲ調査スベシ

前項ノ調査ヲ終リタルトキハ様式第一號ニ依リ調査期日前十

五日迄ニ之ヲ知事ニ報告スベシ

第三條 調査用申告書用紙ハ其ノ都度之ヲ知事ヨリ市町村長ニ交

付ス

市町村長前項用紙ヲ受領シタルトキハ直チニ商工省所管重要

物資現在高調査員ニ交付スベシ

第四條 市町村長規則第三條ノ規定ニ依ル申告書又ハ規則第九條

ノ規定ニ依リ知事ノ指定シタル物資ノ現在高申告書ヲ受理シ

タルトキハ審査ノ上様式第二號ニ依ル送致目錄ヲ添付シ調査

期日後七日以内ニ知事ニ提出スベシ

第五條 市町村長ハ商工省所管重要物資現在高調査員タルニ適當

ト認ムル資源調査員ヲ選定シ様式第三號ニ依リ知事ニ内申ス

ベシ。其ノ異動アリタルトキ亦同シ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條中二十日トアルヲ昭和十六年三月一日午前零時現在調査ノ

分ニ限リ十五日ニ、同十五日トアルヲ十日迄トス
様式第一號
年 月 日
何市(何郡何町村)長 氏 名 ⑧

知事宛
商工省所管重要物資現在高調査規則該業者報告ノ件
標記ノ件商工省所管重要物資現在高調査事務取扱手續第二條ニ依
リ左ノ通及報告候也
記

營業ノ種類		現在數		日前數		增減		備考	
一、生產業者									
二、調査物資ヲ原料トスル加工又ハ製造業者									
三、卸賣業者									
四、小賣業者									
五、貿易業者									
六、倉庫營業者									
七、其ノ他									

注意

一、營業ノ種類中生産業者ノ分ニ付テハ煉炭、鐵丸釘、針金、
鐵線、亞鉛メッキ鋼板ニ係ルモノハ調査ヲ要セザルコト
ニ、備考欄ニ増減ノ事由ヲ附記スルコト

様式第二號
年 月 日
何市(何郡何町村)長 氏 名 ⑧

知事宛
商工省所管重要物資現在高申告書提出ノ件
標記ノ件商工省所管重要物資現在高調査事務取扱手續第四條ニ依
リ左記目錄ノ通及提出候也
記

物 資	毛織物		絹織物		人造絹織物		ステーブルフ アイバー織物	
	輸 出	其ノ他	輸 出	其ノ他	輸 出	其ノ他	輸 出	其ノ他
名	小	廣	小	廣	小	廣	小	廣
數量	幅	米	幅	米	幅	米	幅	米
單位	反		反		反		反	
所有數量								
保管數量								

綿織物	其ノ他		更生系織物	タ	タ	オ	オ	ル	煉炭				鐵丸釘			針金						
	輸 出	其ノ他							孔明煉炭	豆炭	細番	中番	太番	風呂用	ストープ用	火鉢用	細番	中番	太番	細番	中番	太番
	米	反																				

鐵線	太番手		中番手		厚物		薄物		何 申告書總枚數
	浪	平	浪	平	浪	平	浪	平	
	板	板	板	板	板	板	板	板	
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	

注意

一、所有數量ハ申告書ノ「一所有ニ係ルモノ」欄ニ記入シタル
モノヲ合計スルコト
二、保管數量ハ申告書ノ「二保管ニ係ルモノ」欄ニ記入シタル
モノヲ合計スルコト
三、本表中該當ナキ項目ハ之ヲ省略スルコトヲ得
様式第三號
年 月 日

知事宛
資源調査員申ノ件
何市(何郡何町村)長 氏 名 ⑧

左記ノ者本市(町村)商工省所管重要物資現在高調査員タル資源調
査員トシテ適當ト認メ候ニ付御任命相成度此段内申候也

擔當者調査氏名 職業 住所 生年 履歴概要 備考
區或各休數

注意

- 一、擔當區域及擔當調査客體數ハ調査員ニ於テ一日中ニ申告書用紙ノ配布又ハ申告書ノ蒐集ヲ完結シ得ル様配分スルコト
- 二、履歴概要欄ニハ「何町(村)書記」「農林水産業調査員」「商業調査員」「工業調査員」「何組合書記」「何學校卒業」等ノ如ク記入スルコト
- 三、備考欄ニ「位階勳等」アラバ附記スルコト

昭和十六年二月十四日印刷
昭和十六年二月十四日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所